

山形県被災建築物 応急危険度判定通信

第5号

平成14年2月

平成13年度 被災建築物応急危険度判定連絡訓練について

全国被災建築物応急危険度判定協議会により、例年9月1日の防災の日に応急危険度判定連絡訓練を実施されてきました。今年度は、被害想定を近畿圏に想定して、阪神・淡路大震災の日である1月17日に実施されました。

昨年度作成された連絡用紙、実施計画書及び支援計画書を使用した訓練で、それぞれの書式の検証も同時に行われました。また、今までの訓練の反省から、一般回線を利用した連絡が災害時に使用できない場合を想定し、できるだけマイクロ回線又はEメール等の活用も今回のテーマとなっていました。

本県も参加し、ブロック幹事の宮城県と、NTT一般回線による電話とEメールにより連絡する訓練を行いました。今後は、さらに実際に即する訓練となるよう、各総合支庁や建築士会等との連絡も訓練に加えることを検討していますので、ご協力くださるようお願いいたします。
なお、実施された訓練の概要は、以下のとおりです。

日時：平成14年1月17日(木) 12:00～17:00
目的：大規模な地震が発生し、判定士の派遣など全国規模での応援が必要な場合に備え、都道府県レベルでの連絡調整について訓練を行うとともに、今後の実施体制の見直し・検討に役立てる。

訓練被害想定：地震発生時刻 平成14年1月17日 12:00

地震の名称：花折断層地震

地震の規模：マグニチュード7.6

各地の被害状況：京都府：京都市全域に被害

滋賀県：県南部に被害

急危険度判定の実施：

京都府 近畿ブロックを通じ応援を要請し実施

滋賀県 中部ブロックを通じ応援を要請し実施

その他の各道府県 判定士を応援派遣

連絡媒体：

音声；電話（マイクロ回線又は一般回線）

画像；Eメール又は一般回線(FAX)

※可能な範囲でマイクロ回線及びEメール等のNTT一般回線以外の連絡媒体を使用する。

連絡用紙等：全国協議会作成および各ブロック協議会作成の連絡用紙を併用する。

判定実施計画書、判定支援計画書

応急危険度判定士の皆様には、被災地において、地元市区町村長または、都道府県知事の要請により応急危険度判定を行い、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる2次災害を防止し、住民の安全の確保を図るための重要な役割を担って頂いております。

情報コーナー

平成12年度の応急危険度判定（追加）

地震名	平成13年芸予地震 平成13年3月24日				
判定実施主体	広島県、広島市、呉市、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、山口県、愛媛県				
判定地域	【広島県】広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、因島市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、江田島町、音戸町、大野町、宮島町、沖美町、大柿町、黒瀬町、豊栄町、大和町、河内町、本郷町、安浦町、川尻町、豊町、大崎町、瀬戸町、向島町 【山口県】大島郡東和町 【愛媛県】松山市、今治市、西条市、伊予市、北条市、東予市、波方町、宮窪町、伯方町、重信町、松前町、砥部町				
判定対象建築物	住宅				
判定実施期間	【広島県】平成13年3月25日～4月12日 【山口県】平成13年3月26日 【愛媛県】平成13年3月27日～4月6日				
県名	判定		判定結果		
	延人数	棟数	調査済	要注意	危険
広島県	395人	996棟	381棟	539棟	76棟
山口県	12人	25棟	2棟	15棟	8棟
愛媛県	229人	742棟	291棟	367棟	84棟
合計	636人	1763棟	674棟	921棟	168棟

発行：山形県土木部建築住宅課

Tel 023-630-2641

Fax 023-630-2639

全国被災建築物応急危険度判定協議会ウェブページアドレス

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

判定実施コーナー

愛媛県における芸予地震による被災建築物応急危険度判定活動について

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

平成13年3月24日（土）、午後3時28分頃、安芸灘（北緯34度、東経132度、深さ約5.1km）を震源とする芸予地震（マグニチュード6.7、県内最大震度5強）が発生しました。

県内の建物の被害状況を把握するために、地震発生の翌朝（3月25日（日））から、本県職員及び関係市職員、また、（社）愛媛県建築士会の協力のもと、当該地震による建物の被害が見込まれる松山市及び今治市を中心に県内の建物の被害調査を実施しました。

その結果、被害が一部地域に集中した状況も見られず、よって、広域的に地震による被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）を行う必要はないと判断しました。しかし、当該調査を短時間で行ったこともあり、また住民の不安を解消する観点からも、（社）愛媛県建築士会に建物の安全について相談を受ける「相談ホットライン」を設置し、住民から要請のあった建物については、判定を実施することとしました。また、松山市道後地区等については、その後集中的に被害が見られたことから、範囲を限定して判定を実施しました。

判定の実施結果は、以下のとおりです。

期 間：平成13年3月27日から同年4月6日迄

市町村：松山市、今治市、西条市、伊予市、北条市、東予市、波方町、宮窪町、伯方町、重信町、松前町及び砥部町

人 員：延べ98班229人
（内、民間判定士の実人員22人）

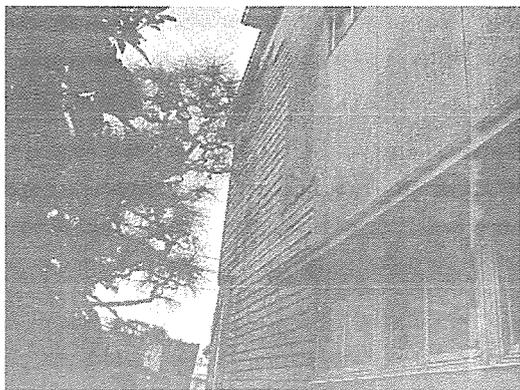
件 数：742件

結 果：調査した建物の約40%については、安全と判定され、それ以外は地震による損害が見受けられました。内、建物の構造耐力上問題のある損傷は21件（松山市内12件、今治市内9件）でした。

今回の芸予地震による建物の被害で特徴的なものは、学校体育館などの天井材の落下、ガラスの破損などの非構造部材の被害であり、非構造部材の耐震安全性についても十分な配慮をする必要性が当該地震においても再認識されました。これについては、「芸予地震被害調査報告の送付について（技術的助言）」（平成13年6月1日付け国住指第357号）で国土交通省から各都道府県へ送付されております。また、昭和45年の改正建築基準法令の適用以前に建築されたRC造の学校校舎の短柱のせん断破壊や集合住宅のピロティー部分の柱の崩壊が見受けられました。

今後の課題として、以下のようなことを検討する必要があります。

- ・県と市町村の役割を明確にし、各々の地域防災計画に判定を位置付けるか。
- ・民間判定士受け入れのための費用負担（食事代、交通費等）をどうするか。
- ・調査判定のバラツキをどう是正するか。
- ・瓦等落下物の調査項目のみで危険と判定されるが、調査票の見直しは必要ないか。
- ・宅地被害の判定と連携する必要はないか。



外壁の被害



基礎及び外壁の被害

〇Qクイズ

問1

判定活動中、ある建物を調査していたところ建物の所有者が現れ、判定を拒否されてしまいました。さあ、あなたならどうしますか？

- ① 所有者の希望なので調査を中止する
- ② 市の要請により行っている活動なのでそのまま調査を続ける
- ③ 判定活動の趣旨を説明して理解を求める

問2

今回の判定活動は、市の実施計画に基づき共同住宅と長屋住宅を対象として行っています。活動中に、ある木造戸建て住宅からおばあさんが出てきて『うちの家も見てもらえませんか』と頼まれました。さあ、あなたならどうしますか？

- ① 木造であり短時間ですむので判定してあげる
- ② 時間がもったいないので軽く相手をして立ち去る
- ③ 今回の判定趣旨を説明して理解を求め、判定は行わない

問3

判定作業は2人1チームで行いますが、正しい判定のやり方は次のうちのどれでしょうか？

- ① 下げ振り等で建物を調査する者と調査表に記入する者とに分担を決めて行う
- ② 2人同時に並行して調査を進める
- ③ 2人がそれぞれ調査をして後で照合する

問4

判定活動中、誰の目にも明らかに大きく傾いた一見して危険と思われる木造住宅がありました。あなたはどのように判定しますか。

- ① 一見して危険と判定して、詳しい調査は行わない。
- ② 一見して危険と思われるが、近寄れるようであれば詳しく調査する。
- ③ 誰の目にも危険と分かるので、判定は行わない。

〇〇Qクイズの回答～

問1	答えは ③	応急危険度判定の趣旨について、十分説明し理解を得たうえで判定を行うのが望ましいですが、どうしても理解が得られない場合は無理には行わず、調査表にその旨を記入し、次へ移ってください。
問2	答えは ③	応急危険度判定は被災市町村の実施計画に基づき行われるわけですが、地震の規模や被災の状況を勘案して実施区域や判定対象建築物を限定する場合があります。このケースでは、戸建て住宅は判定の対象から除かれていますので、事情をよく説明し納得してもらって次へ移ってください。
問3	答えは ①	判定活動には、余震や落下物による危険が伴います。判定を行う際は、まず、二人で目視により建物全体を調査し、その後、一人がスケール・下げ振り等により建物を具体的に調査し、その間もう一人が少し離れた場所で調査票に記入しつつ、パートナーの安全に気を配ります。
問4	答えは ①	建物が著しく傾斜している場合は、判定調査表の「一見して危険と判定される」の欄に該当します。この場合は、その後の調査を行わずに総合判定で危険と判定します。また、近寄るのも危険と思われる場合は、無理をして建物に近寄る必要はありません。

Q & A コーナー

<p>Q21 震災後に被災地で行われる建物の調査や判定には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定 ・ 被災度区分判定 ・ 罹災証明の被害調査 <p>がありますが、これら3つの違いを教えてください。</p>	<p>A まず、応急危険度判定とは、余震による建物の倒壊や落下物などから人的被害を防止するために、建物の安全性を応急的に判定し、建物への立ち入りの可否を住民に情報提供するものです。判定は、被災市町村の要請により資格を持った判定士が行いますが、緊急を要するため震災直後から速やかに実施されます。</p> <p>次に、被災度区分判定とは、地震により損傷を受けた建物が修理により恒久的に継続使用が可能かどうか、また、どの程度の修理が必要か等、構造的視点から建物の復旧の要否について判定するものです。判定は、基本的に、建物の所有者が建築構造技術者等に依頼して行われることとなります。</p> <p>最後に、罹災証明の被害調査とは市町村に提出された「罹災届」に基づき、被災した建物の損傷の度合いを資産価値的な視点から調査し、「罹災証明」として認定するために行われます。調査は、主として市町村職員が行います。</p> <p>このように、それぞれの目的に応じて判定等の視点・内容が異なりますので、混乱のないよう留意してください。</p>
<p>Q22 地方自治体から要請はなかったが、ボランティアで独自に判定活動を行ってケガをした場合、保険はどうなるのですか。</p>	<p>A 民間判定士等が地方自治体の要請により判定活動に参加していただく場合、地方自治体は参加判定士名簿を作成し、活動当日、集合場所で認定証等により本人確認のうえ活動していただくこととなります。</p> <p>この場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の補償制度（保険）が適用され、参加判定士名簿に記載された民間判定士等が保険の対象となりますが、独自に判定活動を行った場合は保険の対象とはなりません。</p> <p>なお、詳しい内容については各都道府県へお問い合わせ下さい。</p>
<p>Q23 地方自治体から要請を受けて判定活動に参加し、自宅へ帰る途中にケガをしました。この場合、保険はどうなるのですか。</p>	<p>A 保険の適用となる活動の期間は、判定活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅若しくは職場に復帰するまでの間となります。したがって、この場合保険は適用されます。</p> <p>また、判定活動を目的に参集する途上に事故等のやむを得ない理由により、集合場所での確認がとれなかった者についても、判定活動への参加の意志が確認された場合は、保険は適用されます。</p>

応急危険度判定士登録の担当窓口が変更されました

- 応急危険度判定士の登録事務は、制度が制定された平成7年度から12年度まで本庁の土木部建築住宅課が担当していましたが、平成13年4月1日より、住所を所管する総合支庁建設部建築課が担当しています。
- 変更の届出や認定の更新申請書等は、次の窓口にご提出願います。

- 村山総合支庁建設部建築課 山形市鉄砲町二丁目 19-68 TEL (代) 023-621-8100
〒990-2492
- 最上総合支庁建設部建築課 新庄市金沢字大道上 2034 TEL (代) 0233-22-1111
〒996-0002
- 置賜総合支庁建設部建築課 米沢市金池七丁目 1-50 TEL (代) 0238-24-2311
〒992-0012
- 庄内総合支庁建設部建築課 三川町大字横山字袖東 19-1 TEL (代) 0235-66-2111
〒997-1392